

告示

●条文

平成20年3月10日国土交通省告示第283号(4)

昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(4)

別表第四

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 駆 動 装 置	(一)	制御器 開閉器 及び遮 断器	作動の状況	手動により遮断操 作及び投入操作を 行い、電氣的に開 閉することを確認 する。	電氣的に開閉しないこと。
	(二)	接触 器、継 電器及 び運転 制御用 基板	作動の状況	昇降機を運転し、 作動の状況を確認 する。	昇降機が正常に作動しないこと。
			電動機主回路用接 触器の主接点の状 況	目視により確認す る。	イ 著しい摩耗があること。 ロ 変形があること。
	(三)	ヒューズ	設置の状況	目視により確認す る。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定された ものと異なること。
	(四)	絶縁	電動機、制御器等 の回路の絶縁の状 況(一次側と二次側 が電氣的に分離さ れ、二次側の一方 が接地され、他方に ヒューズが設けられ ており、電圧が直流 60V又は交流25V以 下である回路を除 く。)	絶縁抵抗計等によ り測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては 0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつて は0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ 以上の絶縁抵抗がないこと。
	(五)	接地	接地の状況	触診により確認す る。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
	(六)	電動機	音の状況	聴診により確認す る。	異常音があること。
			発熱の状況	触診により確認す る。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診によ り確認する。	異常な振動があること。
	(七)	減速機	音の状況	聴診により確認す る。	異常音があること。
			振動の状況	聴診及び触診によ り確認する。	異常な振動があること。
			潤滑油の油量の状 況	オイルゲージ等を 目視により確認す る。	油量が適量でないこと。
			潤滑油の劣化の状 況	色及び不純物を目 視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
			油漏れの状況	目視により確認す る。	オイルシールから著しい油漏れがあること。
			発熱の状況		異常な発熱があること。

				触診により確認する。	
			非常止め装置のキャッチの作動の状況(間接駆動があるものに限る。)	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと。
(八)	ブレーキ		油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。
			パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。
			ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
			制動力の状況	次に掲げる方法のいずれかにより確認する。 イ いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。 ロ いすが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。	イの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が100mmを超えていること、ロの検査方法により検査した場合にあっては、制動距離が次の式によって算出されるLを超えていること。 $L = (100G) \div (G + 1.25P)$ この式において、L、G及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。 L 制動距離の基準値(単位 mm) G かご等の昇降する部分の固定荷重(単位 kg) P 定格積載量(単位 kg)
(九)	駆動方式(該当するものを選択する。)	摩擦式(駆動ローラー)	駆動ローラーの状況	かごを昇降して確認する。	ローラーの摩耗又は損傷により昇降できないこと。
		ラックピニオン式	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		歯の欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	歯に欠損又はき裂があること。	
	チェーン sprocket式	滑車の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。	
		鎖の張りの状況	触診により鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。	
鎖の摩耗の状況		基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等に	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。		

			おける最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	
	チェーン ラックピ ニオン 式	滑節構造部材の作 動の状況	作動の状況を確認 する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。
		鎖の摩耗の状況	基準階から加速終 了位置又は減速開 始位置から基準階 の間にかごがある 場合に、鎖が鎖車 にかかる箇所等 における最も摩耗 の進んだ部分の鎖 の長さ及び鎖車に かからない部分の 長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかか らない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以 上であること。
(十)	鎖の緩み検出装 置	作動の状況	作動の状況を確認 する。	作動しないこと。
(十一)	駆動装置等のカ バー	取付けの状況	目視及び触診によ り確認する。	取付けが堅固でないこと。
(十二)	かご非常止め装 置(かご非常止め 装置が必要なもの に限る。)	作動の状況	非常止め装置を作 動させ、ブレーキを 開放し、かごが動 かないことを確認 する。	かごが動くこと。
		劣化の状況	目視により確認す る。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診によ り確認する。	取付けが堅固でないこと。
		非常止め作動時 かごの水平度	かごの床の傾きを 精密水準器により 測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの 床の水平度が1/30を超えていること。
(十三)	かごのガイド シュー等	取付けの状況	テストハンマーによ る打検等により確 認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触 診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支 障が生じていること。
(十四)	ファイナルリミ ットスイッチ及びリ ミット(強制停止)ス イッチ	設置の状況	設置の状況を確認 する。	制動装置告示第七第四号の規定に適合しない こと。
		作動の状況	作動の状況を確認 する。	ファイナルリミットスイッチにあっては緩衝器若 しくは緩衝材に当たる前に作動しないこと又は ファイナルリミットスイッチの代替スイッチ(障害 物検出装置等を含む。)が床面等に当たっても 作動しないこと、リミットスイッチにあっては着床 位置の75mm以内において作動しないこと又は リミットスイッチが作動している状態において昇 降機が運転できること(上部リミットスイッチ作 動時における昇降機の下降運転の場合又は下 部リミットスイッチ作動時における昇降機の上 昇運転の場合を除く。)
		取付けの状況	目視及び触診によ り確認する。	取付けが堅固でないこと。
	充電池	作動電圧の状況		定格電圧が得られないこと。

	(十五)			電圧を電圧計等により測定する。	
			外観の状況	目視により確認する。	電解液漏れがあること。
			端子部の状況	触診により確認する。	端子部に緩みがあること。
			給電部の絶縁処置の状況	目視により確認する。	通常の使用状態において給電部に容易に触れられること。
(十六)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御	より確認する。	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと。
(十七)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。		定格速度の125%を超えていること。
二 い す 関 係	(一)	いす部	いす部の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
	(二)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー	押しボタン又は操作レバーの作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン又は操作レバーから手を離しても停止しないこと。
	(三)	いすの回転装置	回転装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	回転装置のロックがかからないこと。
			インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。
	(四)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
	(五)	障害物検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	接触式にあつては障害物に接触しても作動しないこと、非接触式にあつては障害物を感知しても作動しないこと。
			障害物除去後の作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタンを押し直さなくとも作動すること。
	(六)	運転キー	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(七)	安全ベルト	安全ベルトの状況	目視により確認する。	変形若しくは破損により切断するおそれがあること又は切断していること。
			装着の状況	装着することにより確認する。	バックルを装着できないこと又は装着した状態を保持できないこと。
取付けの状況			目視及び触診により確認する。	装置の取付ビス又はボルトに緩みがあること。	
(八)	いすの折りたたみ機構	作動の状況	作動の状況を確認する。	いすの折りたたみ機構が折りたたまれた状態又は開いた状態を保持しないこと。	
		損傷の状況	目視により確認する。	構成部材の損傷、摩耗等によりいすが水平な状態を保持できないこと。	
三 乗 り 場 及 び 階 段	(一)	乗り場の押しボタン等	押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等から手を離しても停止しないこと。
	(二)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。
	(三)		取付けの状況		ナットに緩みがあること。

	ガイドレール及びレールブラケット		テストハンマーによる打検等により確認する。	
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(四)	折りたたみレール	ジョイント部の状況	かごを昇降して確認する。	ジョイント部のすき間、段差又は芯ずれにより、走行中に著しいかごの振動があること。
		進入防止用安全スイッチの作動の状況	レールを折りたたんだ状態でかごを昇降し、進入防止用安全スイッチの作動の状況を確認する。	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。
		進入防止用ストッパーの状況(機械式のものに限る。)	目視及び触診により確認する。	進入防止用ストッパーの取付けが堅固でないこと。
(五)	移動ケーブル及びトロリー	移動ケーブルの軌跡の状況	目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブル及びトロリーの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
(六)	充電装置	充電の状況	充電されることを確認する。	充電されないこと。
		端子部の状況	触診により確認する。	端子部に緩みがあること。
		接触子の状況	目視により確認する。	接触子に変形、摩耗、錆又は腐食があること。
(七)	耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
		突出物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。